

# 会 議 記 録

会議名称	令和7年度 杉並区生活安全協議会（第12期）
日 時	令和7年12月12日（金）午後3時00分～午後4時56分
場 所	区役所西棟6階 第5・6会議室
出席者	委員 星、松木、倉持（松橋代理）、鈴木（佐野代理）、山本（稲員代理）、國澤、和田、明石、丸山、横山、北澤、中島、加藤、市村、劔持、小川、福田、宇野、石川、峰村 区側 環境部長、危機管理室長、危機管理室地域安全担当課長、ごみ減量対策課長、環境課長、杉並清掃事務所長、杉並清掃事務所管理係長、環境課庶務係長、環境課生活環境担当係長、環境課生活環境担当係長、環境課庶務係主査、危機管理対策課地域安全担当係長、教育委員会指導主事
配付資料	次第 席次表 資料1 杉並区生活安全協議会委員名簿（第12期） 資料1-2 杉並区生活安全協議会事務局名簿 資料2 杉並区生活安全及び環境美化に関する条例及び同施行規則 資料3 区の防犯対策について 資料4 資源持ち去り対策の実績について 資料5 路上喫煙対策について 「杉並区の喫煙ルール」のパンフレット 資料6 杉並三署刑法犯認知状況（10月末） 資料7 杉並区の火災状況（令和7年1月～10月） その他 追加資料（警視庁チラシ他）
会議次第	1 開会 (1) 委員委嘱 (2) 環境部長、危機管理室長挨拶 (3) 新委員自己紹介 (4) 会長、副会長の選任 (5) 所掌事務の確認「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」 2 報告事項 (1) 区からの報告 ① 区の防犯対策について ② 資源持ち去り対策の実績について ③ 路上喫煙対策について (2) 行政関係機関 ① 杉並三署刑法犯認知状況（10月末） ② 杉並区の火災状況（令和7年1月～10月） (3) サイバー犯罪について 3 その他 4 閉会

○環境課長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、令和7年度第1回の杉並区生活安全協議会を始めさせていただきます。御一方、まだ見えてはいないんですけども、このまま進めさせていただきたいと思います。

今回は委員改選後、初めての協議会でございますので、会長と副会長がまだ選出されておられませんので、それまでの間、事務局である私、環境課長をしております土田が、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、皆様お手元に委嘱状を置かせていただいておりますけれども、委嘱状の伝達を行いたいと思います。本来でありましたら、区長からお一人ずつ委嘱状をお渡しすべきところでございますけれども、本日、公務により不在でございます。委嘱状を机上にて配付に代えさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

お名前等、間違いはないでしょうか。大丈夫ですか。はい、ありがとうございます。

では、これから2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議会の開会に先立ちまして、環境部長と危機管理室長から一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、環境部長、よろしくお願いいたします。

○環境部長 皆様、こんにちは。環境部長をしております小松と申します。どうぞ2年間よろしくお願いいたします。

本日は、年末のご多用のところお集まりいただきまして、また日頃、区の施策にご理解、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

特に、ごみ収集につきましては、昨年度、区民1人1日当たりのごみ量は423グラムでして、一昨年度よりも9グラム少ないという形で、23区の中でも少ないほうから数えて2番目の区となっております。これもひとえに皆様のごみ分別へのご協力のたまものと感謝申し上げますとともに、限りある最終処分場、こちらのほうに向けまして、この状況をさらによくしていきたい思いから、法令で決められてございますプラスチックの資源循環を進めてまいります。具体的には容器包装プラスチックを今まで資源として回収してございましたが、これに加えまして来年の4月からはプラスチックでできている製品を資源プラスチックとして区内全域に回収を広げようと考えているところでございます。

このほか、現在稼働中のごみ出しアプリで「なみすけのごみ出し達人」というものを現在、行っているところなんですけど、こちらにつきましては受託事業者さんが3月で撤退することを受けてまして、私ども今後は「さんあ〜る」という名前アプリに切り替えていこうと考えているところでございます。機能的には、現在のアプリにもございますように、ごみ資源の収集日ですとか、分け方、出し方、検索ができて、そして6か国語の外国語にも対応してございます。新たにチャ

ットボット機能として、アプリで撮影した画像からごみの種別を判別して収集日などを検索できる機能も加わってございますので、来年1月15日以降、よろしければご利用いただけたらと考えているところでございます。

今後、年末・年始を迎えるに当たりまして、ごみが増える時期になります。清掃職員も年末・年始の体制で収集に当たっておりますが、区民の皆様におかれましては現在行っていたいておりますごみの分別、可燃、不燃、資源の分別について、今後も引き続き取り組んでいただくことをお願いしたいと存じます。

年末・年始のごみ収集でございますが、本年、可燃ごみは12月31日まで収集をさせていただきます。年明けは1月5日の月曜日から再開いたしますので、こちらのほうもご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私のほうからのご挨拶とさせていただきます。

○環境課長 ありがとうございます。

危機管理室長、お願いします。

○危機管理室長 皆様こんにちは。危機管理室長の林田と申します。

区の事業の中の防犯を所掌しております。それで、今日この後の報告内容ともすこし重複しますが、区内の犯罪件数について若干お知らせいたします。

実は、この間、20年前と比較して犯罪件数は大きく減っているんですね。20年前は大体、区内だけでも1万1,000件を超える犯罪が起きていました。中でも、ちょうどその頃は空き巣が非常に社会問題化してございまして、区内でも1,000件を超える被害が起きておりました。ところが昨年になりますと犯罪件数、トータルで杉並区内は2,500件を下回る数まで減っています。20年前と比べると4分の1ぐらいですかね、減っています。空き巣についても、20年前1,000件を超えていたのが、昨年は19件まで大きく減っているんですね。これは杉並区だけではなくて、全国的にもこういった傾向で、犯罪は減っているところでございます。

この要因、当然、警察の皆様の昼夜を問わずのご尽力や、防犯協会の皆様の協力、あとは今日、市村さんご出席されておりますけれども、「ご近所付き合い広目隊」に代表される地域の皆様の防犯活動、そしてあと防犯カメラの普及などが、こういった犯罪被害を減らすことには大きく役立っているのじゃないかなと思っております。

ただ、時代が変わると犯罪の中身も変わっておりまして、今一番の課題が、皆様うなずかれていますけれども、特殊詐欺ですね。これがなかなか、相手が対策を取ってもその上をいくようなやり口を考えてきて、いたちごっこになっている状況で、これは非常に大きな課題です。ですが時代が変わっても犯罪に遭う方を1人でも少なくしていきたいという思いで警察の皆様や地域の

皆様と協力して、区としてもそういった被害を1件でも減らしていくように取り組んでいきたいと思っております。

この後、防犯対策についてご報告させていただきますけれども、ぜひ皆様の忌憚のないご意見をいただき、今後の防犯対策にも生かしていきたいと考えていますので、ぜひ様々ご意見をいただければ幸甚でございます。

今日は1日よろしくお願いいいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

本日の出席状況をご報告いたします。

本日、20名全員の委員の皆様にご出席をいただいております。お忙しい中、どうもありがとうございます。よって定足数に達してございますので、生活安全協議会は有効に成立してございます。

また、傍聴についてですが、本日1名の方がいらっしゃいますので、ご了解ください。

あと本日の会議の中身、会議記録についてなんですけれども、一度こちらのほうで一旦まとめまして、後日、皆様に確認をしていただいた上で、ホームページのほうに掲載をさせていただきます。その中身につきまして、発言される方のお名前は記載をすることはございませんので、何とか委員とかということが特定されないように配慮をさせていただきますので、どうぞ本日、皆さん率直な意見を、活発な議論を進めていきたいと考えていますので、ご協力のほどお願いいいたします。

引き続きまして、委員の皆様及び事務局の自己紹介に入りたいと思います。

お手元の席次表と資料1の名簿をご覧くださいませでしょうか。

席次表に従いまして順にお名前をお呼びいたしますので、各委員様、一言自己紹介をいただきたいと思います。

初めに、星委員の列から順番にお願いしたいと思います。

星様、お願いいいたします。

○星委員 皆様方こんにちは。私、ふだん東京都立大学の教員をしております星と申します。

前期11期に続いての2期目の委員という形で、どうぞよろしくお願いいいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

続きまして、松木様、お願いします。

○松木委員 私、松木と申します。NPO法人の杉並環境カウンセラー協議会の理事長を務めております。私は4期目になると思いますが、よろしくお願いいいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

劔持様。

○劔持委員 井草一丁目に居住しております劔持と申します。定年迎えて、区のために何かできることがないかなということで考えて、この委員に応募いたしました。どうかよろしくお願いいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

小川様。

○小川委員 皆さん初めまして、小川と申します。私は阿佐ヶ谷南に妻と3人の子供と、5人で生活しています。杉並区が少しでもいい環境になりますよう貢献してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

福田様。

○福田委員 福田と申します。初めまして、よろしくお願いいたします。

私は、今川のほうに暮らしております。以前は子供向けの雑誌や本などを編集していたんですが、今は子供の英語教室の講師をしております。それで、子供たちの安全というのがやっぱり気になります。自分も子供3人いて今はもうみんな大きいんですが、今その生徒さん、幼稚園のお子さんから中学、高校生のお子さんまでいらっしゃるんですが、そのお子さんたちが安心して暮らせるような本当に杉並区でいて、あり続けてほしいなと思って、何かお役に立つことがあればと思って応募いたしました。よろしくお願いいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

宇野様。

○宇野委員 宇野と申します。天沼のほうに住んでおります。大体10年ぐらいになると思います。

今回、広報を見てたまたま目に入ったので、ちょっとやってみようかなと思って応募させていただきました。いつも通学とか通勤とかするときに禁煙区域なのにたばこを吸っている方がやっぱりいたりするので、もう少し何とかならないかなというふうな動機もあります。今日はよろしくお願いいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

石川様。

○石川委員 石川です。初めまして。

放送関係の仕事を40年ほどやっていて、今は退職後、映像関係の設備や監視カメラの設備の設計や施工をやらせていただいています。よろしくお願いいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

峰村様。

○峰村委員 峰村と申します。よろしくお願いいたします。

私は生まれも育ちも、また結婚してからもずっと杉並で育っております。なので、とても杉並区には愛着を持っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

失礼いたします。

○環境課長 國澤様。

○國澤委員 杉並消防署の國澤と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

10月1日に着任しました。まだまだ杉並のこと、知らないの、いい機会なのでぜひ勉強をさせていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

○環境課長 和田様。

○和田委員 荻窪消防署の警防課長の和田と申します。

平素から消防署運営にご協力、ご支援ありがとうございます。本日の協議会、2期目となります。また引き続きよろしくお願ひいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

では次、明石様、お願ひします。

○明石委員 杉並防犯協会の明石でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

丸山様。

○丸山委員 こんにちは。高井戸防犯協会の会長を務めています丸山と申します。

この委員会も20年ぐらいずっと続けております。ボランティアとしては、私は地元で生まれて80年になりますが、55年前ぐらいから地域のための活動を続けております。定年後、やはり杉並区に何か地域に恩返しをしなければいけないということでボランティア活動にさらに注力をいたしまして、そのときに警察のほうで防犯協会の会長をやれということで、ずっとやっております。おかげさまで高井戸防犯協会は11年連続で警視総監賞を頂いております。これは東京というか、全国で1番の防犯協会であるというふうに自負をしております。

地域の安全・安心のために今後も努力して活動を続けたいと思いますので、皆様よろしくお願ひします。

○環境課長 ありがとうございます。

横山様。

○横山委員 こんにちは。荻窪防犯協会の横山と申します。よろしくお願ひします。

今回は、前任の会長に替わりまして、今度私が新任ということで、この会合に出席させていただきました。2年前まで天沼のほうで町会長を行いまして、退任の後にこの防犯協会のほうに所属をさせていただきました。町会長の今までの経験を防犯協会に生かせればと思いますので、よろしくお願ひします。

○環境課長 ありがとうございます。

北澤様。

○北澤委員 町会連合会のほうから参加いたしました北澤です。

前任の会長に替わって、今日から初めて参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○環境課長 中島様。

○中島委員 杉並区商店会連合会からまいりました中島と申します。

これは「理事長」となっていますが正しくは「副理事長」ですので、ご訂正をいただければと思います。

商店街は杉並区に全部ありまして、その中をいろいろと情報を集めてやっております。よろしくお願いいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

加藤様。

○加藤委員 こんにちは。ただいまご紹介いただきました杉並環境衛生協会の会長を務めております加藤と申します。

現在、東京都の環境衛生協会の理事も務めておりまして、環境衛生は理容、美容、クリーニング、浴場、ホテル、旅館を取りまとめております。よろしくお願いいたします。

○環境課長 市村様。

○市村委員 こんにちは。杉並区防犯協会の監事をさせていただいております市村です。

このほかに、多分これ12期と書いてあるから、私は多分この会の一番最初の立ち上げのときから参加させていただいております。いろいろなことがありましたけれども、今は更生保護女性会の会長とあと馬橋地区の町会長のほうをさせていただいております。

この立ち上げのときに「ご近所付き合い広目隊」って、多分若い方はもう分からないと思いますが、その隊を立ち上げたときに、この会に立ち上げのときに参加させていただきました。今後ともよろしくお願いいたします。

○環境課長 次、杉並警察署の松橋様ですが、本日、所要によりご欠席ということで、代理の倉持様お願いいたします。

○倉持氏（松橋委員代理） 皆様こんにちは、今ご紹介にあずかりました杉並警察署生活安全課の倉持と申します。課長の松橋が別公務がございまして、代理の出席となります。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長 続きまして、高井戸警察署の佐野様ですが、所要によりご欠席ということで、本日、代理の鈴木様、お願いいたします。

○鈴木氏（佐野委員代理） お疲れ様です。高井戸警察署の生活安全課長代理の鈴木です。

佐野に代わって、今日出席いたします。よろしく願いいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

荻窪警察署の稲員様ですが、ご欠席とのご連絡ですので、代理で山本様、ご出席いただいております。

○山本氏（稲員委員代理） 皆様こんにちは。荻窪警察署の生活安全課長代理の山本と申します。本日、課長の稲員が公務で出席できないということで、名代でまいりました。

杉並区の安全・安心に少しでも貢献できるように頑張りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

以上20名の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

次に、事務局の課長級の職員の自己紹介をさせていただきます。

初めに、危機管理室地域安全担当課長、佐野でございます。

○地域安全担当課長 皆さん、こんにちは。地域安全担当課長の佐野と申します。

私も井草のほうに住んでおります。私は、昨年4月から警視庁からの派遣で杉並区役所にまいっております。杉並区役所に在籍している、警察官でございます。自分が住んでいる杉並区でもあり、その自治体で仕事できるというのは本当にいろんなことが自分のこととして捉えて、今、任に当たっております。どうぞよろしく願いいたします。

○環境課長 環境部ごみ減量対策課長の坪川でございます。

○ごみ減量対策課長 坪川でございます。よろしく願いいたします。

○環境課長 杉並清掃事務所長、河合でございます。

○杉並清掃事務所長 この4月から杉並清掃事務所長となりました河合と申します。よろしく願いいたします。

○環境課長 最後に、改めまして、私、環境部の環境課長をしております土田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、会長、副会長の選任を行いたいと思います。

会長、副会長につきましては、杉並区生活安全及び環境美化に関する条例及び同施行規則により、委員の互選による選出と規定がされてございます。

なお、本日、委員の委嘱後初めての協議会で、会長が選出されておられません。

委員の皆様からご推薦、どなたかご意見ございますでしょうか。

はい、お願いします。

○I委員 Iといいます、Nさんに続いてちょっと古いもので、一言、推薦を申し上げたいと思います。

星委員が前回会長でございましたので、今回も引き続き星委員のほうにお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

( 拍手 )

○環境課長 ありがとうございます。

それでは、これまでの経緯についてもご存じでいらっしゃるし、これまでの経験ですとか実績などから、星委員に会長をお願いしたいと思います。

お引き受け願えますでしょうか。

○星委員 謹んでお引受けしたいと存じます。よろしく願いいたします。

( 拍手 )

○環境課長 ありがとうございます。

では、星委員、恐れ入りますが、会長席のほうへご移動をお願いいたします。

では、次に、副会長の選出に移りたいと思います。

会長同様、委員による互選となっております。

委員の皆様から、ご推薦、どなたかご意見等ございますでしょうか。

○I委員 私ばかりしゃべって、すみません。

星会長、一任でいかがでしょうか。

( 拍手 )

○環境課長 ありがとうございます。

では、星会長一任ということでございますので、よろしいですか。

○星会長 ありがとうございます。

それでは、私のほうに一任という形でございますので、私からは、環境分野を中心に広く精通していらっしゃる松木委員を副会長にお願いしたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

( 拍手 )

○環境課長 松木委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○松木委員 謹んでお引き受けいたします。

( 拍手 )

○環境課長 ありがとうございます。

では、松木委員、恐れ入りますが、副会長席へご移動ください。

それでは、選任されました星会長、松木副会長にご挨拶をいただきたいと思います。

星会長、よろしく願いします。

○星会長 ありがとうございます。

改めまして、図らずも会長に選出をいただきました東京都立大学の星と申します。

この協議会、まさに生活安全、防犯というところ、あるいは環境整備といいますか、環境美化のところ、非常に多くの課題があるところかというふうに承っております。私自身は大変微力ではございますけれども、ぜひ委員の皆様方のご知見、ご指導を賜りながら、この協議会、少しでも実りの多いものにしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

( 拍手 )

○環境課長 お願いいたします。

松木副会長、お願いいたします。

○松木副会長 私は松木と申します。先ほど申し上げましたけれども、NPO法人の杉並環境カウンセラー協議会の理事長を務めております。

今回、任期まで会長を補佐申し上げまして、この協議会で有意義な議論がたくさん出てくるように努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

( 拍手 )

○環境課長 ありがとうございます。

それでは、これ以降の進行は星会長にお願いしたいと思います。

お願いいたします。

○星会長 ありがとうございます。

それでは、早速ではございますけれども、まだちょっと手続的なことがあるんですけども。

まず初めに、この協議会の設置根拠である杉並区生活安全及び環境美化に関する条例15条3項というところで、会長の職務代理者について定める必要があります。

こちらについては会長のほうがあらかじめ指定するという形になっておりますので、これも副会長をお引き受けいただきました松木委員を指名させていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、事務局のほうから、資料の確認と所掌事務の説明についてお願いをいたします。あと協議会の運営につきましても留意点などございましたら、併せてご説明のほうお願いいたします。

○環境課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

事前にメールでお送りしておりますけれども、紙も用意してございますので、併せてご確認をいただければと思います。あと、併せて今モニター映し出してございますけれども、もしどこか分からなくなったことがありましたら、モニターでちょっと今ここだなというのを確認していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、配付してございます資料ですが、資料1番、第12期協議会の委員の名簿でございます。資料1-2が、事務局の名簿でございます。

資料2は、これは最初に申し上げればよかったんですけども、生活安全及び環境美化に関する条例と、その後ろに施行規則がございます。

資料3が、区の防犯対策について。

資料4が、資源持ち去り対策の実績について。

資料5は、路上喫煙対策についてと、あとカラー刷りのパンフレットをお渡ししてございます。

資料6が、杉並三署刑法犯認知状況。

資料7が、杉並区の火災状況でございます。

あわせて、本日机前にお配りしてございますが、報告事項の(3)番でサイバー犯罪についてと議題に上げさせていただいております。それに関する資料と、あとパンフレットですね。高井戸警察署様から、「スマホのサギに御用心!!」というチラシと「サポート詐欺ってなあに？」というチラシでございます。

お手元に皆さん、そろっていますでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

では、会議進行するに当たりまして、発言の際には挙手をお願いして会長の指示に従っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、所掌事務の確認をさせていただきます。

資料2をご覧ください。条例と施行規則でございます。

1ページ目の第1条、(目的)の部分を読み上げさせていただきます。

この条例は、生活安全及び環境美化について必要な事項を定めることにより、生活安全及び環境美化に関する区民等及び事業者の意識の高揚に努め、その自主的な活動を支援するとともに、地域の犯罪の防止及び環境美化の促進を図り、もって安全で快適な杉並区をつくることを目的としてございます。

続いて3ページ目、第13条をご覧ください。

この第1条の目的に資するため、生活安全及び環境美化に関する施策の実施のために設置された生活安全協議会となっております。

以上です。

○星会長 ありがとうございました。

ここまで、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次第に沿って、皆様方のお手元、次第あるかと思っておりますけれども、2番の報告事項のほうに移ってまいりたいと思います。

では、まず、資料3の区の防犯対策についてのご報告をお願いいたします。

○地域安全担当課長 地域安全担当課長の佐野と申します。

私からは、区の防犯対策についてご報告させていただきます。

お手元の資料3をご覧ください。

まず、1項目めになります。犯罪件数等の推移についてご説明させていただきます。

グラフには、平成14年以降の区内の刑法犯認知件数と、区に登録をいただいております防犯自主団体の団体数の推移と、区が設置しております防犯カメラの設置台数を表記しております。

グラフから分かりますとおり、防犯カメラの設置台数や地域の皆様で構成される防犯自主団体の団体数の増加に伴いまして、先ほど室長からもありましたが、青い棒グラフの刑法犯認知件数は右肩下がりで減少をしております。しかしながら令和4年以降は少し増減を繰り返しております。本年10月末現在の刑法犯認知件数は2,116件で、後ほど出てくる資料6と8件ほど数字が相違ございますが、前年度比ではプラスの46件と微増となっております。

ただし都内全域や隣接する他区と比べますと増加率としては低いほうですので、区では今後とも様々な施策を通じて、犯罪の抑止対策に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2項目、区で取り組んでまいりました主な防犯対策についてご紹介させていただきます。

まず、(1)ですが、先ほども触れましたが、防犯カメラの設置の拡充でございます。

区では、従来から設置してまいりました街角防犯カメラを昨年度までに375台、区内の各所に設置しております。本年度も15台を新設するとともに、来年度以降も年間15台ずつ増設する方向で進めております。また、令和4年からは区立公園内にも防犯カメラを設置しております。本年度も15台中4台を公園内に設置を予定しているところでございます。

防犯カメラにつきましては、今ではもう警察によるリレー捜査での早期被疑者の検挙など、広く一般の方にもその必要性は認識されているものと思いますので、区といたしましても今後とも引き続き条例に基づいて計画的に設置を進めてまいります。

続きまして、2ページ目に移りまして、(2)防犯自主団体の活動支援でございます。

町の安全・安心の要の一つとなっております防犯自主団体に対しては、区では活動物品の支給や研修会の実施などにより、その活動の支援を行っております。本支援は来年度以降も引き続き実施していく予定であります。

また、研修会は、区内三警察署の管轄ごとに防犯自主団体様向けに実施しております。本年も年明けの1月に、それぞれの地域において研修会を実施する予定であります。本研修につきましても、その都度、区内の治安情勢や皆様方のご意見など伺いながら、より効果の高いものとなるよう今後も実施していく予定でございます。

区では、こうした取組を通じて、今後も各団体の皆様に無理のない範囲でご活動いただけるような支援を続けてまいりたいと考えております。

続きまして、(3)の安全パトロール隊による各種防犯活動でございます。

現在、区では丸の1つ目であります全員が警視庁のOBの区安全パトロール隊と、丸の2つ目、業務委託をしている安全パトロール隊による2つの体制で、24時間のパトロールを実施しております。

今年度も特殊詐欺の被害防止を目的とした詐欺電話が多発する地域での注意喚起広報を行うとともに、区民の方からの依頼を受けてご自宅の防犯上のアドバイスを行う防犯診断や、さらには警察と連携いたしました犯罪発生地域での重点パトロールに取り組んでおりますほか、幼稚園や保育園などにおける不審者対応訓練や、小学生の下校時間帯における見守り警戒活動などを実施しております。

続きまして、(4)の防災・防犯情報メールの配信でございます。

区内の犯罪発生状況につきまして区内三警察署から情報提供をいただきまして、防犯情報メールとして土・日・祝日を除く平日は毎日、登録されている方に配信をしております。

なお、本メールにつきましては警察署で発信される「メールけいしちょう」と連携しております。区内三警察署から配信された「メールけいしちょう」は自動的に自動転送されるような仕組みを取っております。

続きまして、3ページをご覧ください。特殊詐欺対策でございます。

区内の特殊詐欺被害の状況につきましては、グラフのとおり、本年の数字は9月末現在のものとなりますが、発生件数については101件で、前年同期比プラスの22件、被害総額は約5億1,320万円と、前年同期比ではプラスの2億8,500万円と、被害件数、被害額とも大幅に増加しております。

区が行っている主な特殊詐欺対策については、まず中段の自動通話録音機の設置促進であります。区では今年度も1,000台を購入し、様々な広報媒体を使って周知を図りながら設置促進を図っているところであります。

また、区役所では、特殊詐欺に関する24時間365日対応の電話相談窓口であります「振り込め詐欺被害0ダイヤル」を設置しております。10月末現在では165件の相談を受け付けております。

その他の取組につきましては4ページ目、5ページ目に記載をさせていただいておりますが、黄緑色のチラシでございます。こちらは「広報すぎなみ」で区内全世帯へ配布の際に、同じ内容の「ストップ海外からの詐欺電話」を掲載して注意を呼びかけたりなどもしました。

また、赤いチラシは、お目にされた方もいらっしゃるかと思いますが、昨今本当に社会問題となっているといつてよいぐらいの偽警察官詐欺が昨年末から急増しております。本年の被害件

数と被害額を押し上げている要因となっております。区内では全財産を失うような本当に深刻な被害に遭われている区民の方もいらっしゃり、大変極めて憂慮すべき状況と受け止めております。

こうした状況を踏まえて、区では三警察署と連携しまして、あらゆる機会を通じて特殊詐欺被害防止の呼びかけを行ってございまして、区内における特殊詐欺の被害を1件でも減らすべく取組を行っているところでございます。

最後に、6ページ目、ご覧いただけますでしょうか。

(8) の強盗や空き巣などの侵入盗対策に有効な防犯機器の購入補助金事業をやっております。申込期間が来年の3月2日までとなっております、まだまだ予算ございますので、今後もPRを進めるとともに、(9) のこちら、今年度区の最も大きな事業であります防災・防犯カタログで、こちら各ご家庭での防災・防犯に対する取組を進めるためのきっかけづくりの保存版として、区内34万全世帯へ配布させていただきました。皆様方のお宅にも届いているかと存じます。

まさか、もうなくされたなんて方はいらっしゃらないでしょうかね。大丈夫でしょうか。

特に私ども担当いたしました防犯の啓発ページにありましては、主に特殊詐欺の被害に遭わないための昨今の手口を分かりやすく掲載しておりますので、私としては、これさえ見ていただければ特殊詐欺の被害はもちろん、ロマンス詐欺やSNS投資詐欺などの被害に遭うことは本当九分九厘防ぐことができますので、ぜひとも皆様方におかれましては様々な機会を通じてPRなどしていただければ幸いです。

私からの報告は以上となりますが、区では今後も地域の方々や区内三警察署や皆様と連携して様々な防犯対策を推進することで、犯罪が起りにくい・犯罪を生まないまちづくりを推進してまいりたいと考えてございます。

私から以上です。

○星会長 ご報告ありがとうございました。

この領域の課題の多様さといいますか、深刻さといいますか、その反映で非常に内容盛りだくさんのご報告をいただいたかと思えますけれども、ただいまいただきましたご報告につきまして委員の皆様方から何かご質問とか、あるいはご意見等ございましたら、ぜひお寄せいただければと思いますが、いかがでございでしょうか。

では、お願いいたします。

○Q委員 すみません。いろいろ取り組んでくださっていて、本当に心強いなと思えました。

2点ちょっと質問があるんですけども。

この防犯カメラについてなんですけれども、防犯カメラ設置台数は街角及び公園防犯カメラ、通学路防犯カメラ、防犯協会カメラの合計値ということで、防犯協会カメラは27年度から更新せず、令和元年度末で助成終了というふうにあるんですが、まず、この防犯協会カメラというのは、

ほかの防犯カメラとどういうふうに違うのか、どうして終了してしまうのか。防犯カメラは多いほうがいいと思ったので、率直な質問です。

それと、あともう一つの質問なんですが、特殊詐欺のこの電話、振り込め詐欺被害0ダイヤルの運用のところで、この令和7年度165という相談件数なんですが、でも令和7年度は被害の額がちょっと増えているということなんですけれども、前年に比べると結構この相談件数が少なくなっているのが気になりました。

それは、つまり相談をしようと思わないようなぐらい向こう側が、詐欺側が相談をしようとも思わせないぐらい巧みな技術といいますか、話を使って詐欺をしているので、これだけ相談件数が減っているんでしょうか。何かやっぱり相談件数が多いほうが抑止力になると思ったので、ちょっと単純な質問です。

○星会長 じゃ、お願いいたします。

○地域安全担当課長 まず、防犯カメラにつきましては今年度まで684台、こちらの記載にありますとおり街角・公園防犯カメラ、そして当課ではなく学務課が所管で設置されました通学路防犯カメラというものを合計で684台となっております。

そして、防犯協会カメラというのは、その点につきましては、申し訳ございません。私よりも、もしかしたらI会長のほうが分かるかと思います。

○I委員 防犯協会カメラというのは、防犯協会のほうで犯罪をやはり未然に防ぐためには近場にカメラをつけてほしいということのを要請しまして、区が一応つけていただいたんです。耐用年数が8年で、耐用年数が切れた場合、切れたので、やはり区のほうとしては年間15台ずつ街角カメラを補填するということで、もう既に防犯カメラに助成金を頂いて、警察と相談して、横の路地とかそういうところにつけたんですが、今も残っているところはあるんです。使えるやつは、高井戸防犯協会の場合には私とその辺詳しいものですから、一応ハードディスクを替えてそのまま使えるようにしてあげたりしているんですね。ですから数は区ではゼロということなんです、残っていることは残っています。

それと、それに対するものは各所4台なり5台ずつ、毎年つけてはいただいております。

以上です。

○星会長 じゃ、引き続き特殊詐欺のほうですね。

○地域安全担当課長 特殊詐欺の今年度のゼロダイヤルが確かに件数減っているんですが、その要因としましては、先ほどのとおり昨年末から偽警察官詐欺、これが本当に激増しておりまして、やはりその前年以降は杉並区役所職員を装った還付金詐欺の電話の相談が確かにすごく多かったです。もう今、今年に入りまして、それ以上にこの偽警察官詐欺が増えておりまして、偽警

察官詐欺の電話を受けた場合、やはり三警察署のほうに相談することが多くなっておりますので、こういった数字になっているのかと考えております。

○Q委員 分かりました。ありがとうございます。

○星会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

I委員も、ありがとうございました。

ですから、もう設置主体が移行してきているということと、やっぱり相談窓口が複数ある中で、どこに相談が多く行くかの違いだということですよ。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

特殊詐欺に関しては、また後でもサイバー犯罪のところで改めて取り上げたいと思いますけれども、もし何かあれば後からいつでも随時言っていただければと思いますが、時間の関係もございますので、次に資料4の資源持ち去り対策の実績についての報告のほうをお願いいたします。

○杉並清掃事務所長 杉並清掃事務所長から、資源持ち去り対策の実績についてご報告いたします。

資料4のほう、ご覧いただければと思います。

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づきます古紙等の資源持ち去りに対するパトロール等の実績等について、ご報告をいたします。

こちらは毎年この場でもご報告させていただいておりますけれども、まずパトロールの体制でございますが、実施区域は杉並区全域という形で行っておりまして、実施は日曜日を除く毎朝、早朝の段階、7時10分から行っております。体制としましては、清掃事務所職員2名で車両1台で回っているという状況でございます。

パトロールの実施状況ですけれども、今年度につきましては11月現在ということでパトロール件数、日数になりますが62日と、その中で実際にその持ち去り車両を確認した数が22件で、実際に現場で指導、いわゆる口頭注意を行った件数が13件、そして警告書等を配布した件数は2件と、このような状況になっております。

この現状なんですけれども、古紙等の持ち去りというところで、昨今、新聞の購読者、デジタル化などもありまして減少しているということもありまして、古紙資源量自体も減少傾向にあるということから持ち去り行為自体は減っていると、そういう状況であります。

ただ、ここにも記載していますように、最近、不燃ごみの中に出されている金属類、それを持ち去る事象が増えているというような状況でございます。ただ、条例規則の中で今、金属等につきましては、その取締りといいますか、そちらの対象になっていないというようなところから、こちらの車両確認数とか現場指導件数には含まれるんですけれども、ただ、警告書等、こちらの

ほうには数に含まれないというようなところもあります。そういう中で、パトロールなど行いまして資源持ち去りの防止に努めているところがございます。

今後も引き続きパトロールを行うとともに、通常8時から収集を行っているんですけども、資源回収業者の皆さんには早朝の早い時間から回収していただくなど、それから、また通常におきましても区民の皆様からもいろいろ情報提供等いただいておりますので、そういうような協力も得ながら持ち去り防止対策に取り組んでまいりたいと思います。

私からの報告は以上です。

○星会長 どうもありがとうございました。

それでは、この資源持ち去り関係のところ、委員の先生方から何かご意見、ご質問等ございましたらお寄せいただければと思いますが、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○I委員 金属のスクラップの値段が相当高くなっているんですね。電線があちこちで盗まれたりしておりますので、紙より金属のほうがお金になるということでシフトしてきているんじゃないかと思います。

それで、清掃事務所長がおっしゃったように金属は入っていないということですが、金属と一緒に資源の中に入れていただければよろしいんじゃないかと思います。

○星会長 ありがとうございます。

今のI委員のご意見について何かございますでしょうか。

○杉並清掃事務所長 ご意見ありがとうございます。

区でも、この間、その規則の中にその資源の対象として金属を入れることについて今、様々検討しているというのが実情であります。

ただ、この古紙などをもともと入れたとき、平成21年の改正だったと思いますけれども、その際もいろいろ、これは罰則を伴うものですから、この対象にしていくというところにはいろいろ慎重な議論などもやってきた経緯もありますので、今回いただいたご意見なども参考にしながら、また検討してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○星会長 よろしゅうございますでしょうか。

貴重なご指摘ありがとうございます。

今年の6月でしたか、いわゆる金属盗対策法というのができまして、金属盗に使える道具を持っているだけで処罰できるとか、あるいは買取りの際のその身元確認の規制といったようなところ、国の法律レベルでも対応しておりますので、ぜひ杉並区のほうでも可能な範囲でこういったような対策取り組んでいただければというふうに思います。

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

資源回収がらみは、取りあえずはよろしいですかね。もし何かございましたら後からいつでも振り返りで構いませんので、ぜひご意見いただければと思います。

引き続きまして、今度は資料5ですね。路上喫煙対策のほうですね。これは、ご報告を環境課長のほうからお願いできればと思います。

よろしくお願いいいたします。

○環境課長 では、資料5です。

まず、喫煙のルール、こちらのパンフレットをご用意いただければと思います。

初めて委員になられた方もいらっしゃると思いますので、簡単にルールの確認をしたいと思います。

表紙に、ルール1から3までございますけれども、杉並区は、歩きたばこ・ポイ捨ては区内全域で禁止してございます。

ルール2は、路上喫煙の禁止をしている場所がございまして。区内全域、歩きたばこポイ捨ては禁止なんですけれども、喫煙そのものを禁止している場所というのが、開いていただきまして、地図6か所ございまして。JRの駅、西荻、阿佐ヶ谷、荻窪、高円寺に加えまして、西武線の上井草駅周辺、井の頭線の高井戸駅周辺の、この赤いラインが引いてあるところが喫煙を禁止している場所でございます。

ルール3は、喫煙するときは周囲に配慮をすることということで、受動喫煙対策を進めているといった状況でございます。

先ほどご挨拶の中でもありましたけれども、この喫煙の禁止地区の外では立ち止まって喫煙をすることは禁止していないというところが、ちょっと分かりにくいかなというポイントかと思えます。また、灰皿を置いてあるお店だとかあるかと思えますけれども、そちらも灰皿が敷地の中に、いわゆる公道上に置いてあるのはまずいんですけれども、敷地の中に置かれている場合は、それは禁止はしていないといったところでございます。こういったルールをやはりいろんな方にきちんと理解をしていただくために、路面に表示をしたりですとか掲示物などでお知らせをしているところがございます。

次に、資料5のこちらのペーパーのほうを確認をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、1番、歩きたばこの調査でございます。

こちら、ご覧になっていただくとお分かりかと思えますけれども、平成22年、参考値で挙げておりますけれども、合計で37件だったところが令和6年度は25件。ただ、地域により若干ばらつきはありますけれども、ここ4、5、6年度と変化はないかなというところで1桁です。これは1日の間の朝の90分間での調査でございます。

吸い殻の調査につきましても、これはもう調査にもいろいろ難しいところはあるんですけども、昔、平成22年度に比べれば大幅に減っているといった状況でございます。

指導状況でございますが、これはルールを守っていない方への直接指導をしている件数ですが、こちら平成22年度から比べれば大幅に減少しているということがお分かりになっていただけるかと思えます。

気になるところで、荻窪のところでございますけれども、過去、4年度、5年度は3桁でございますが、6年度は72件ということで、半分に減っているといった状況でございます。こちらは後ほどご説明いたしますが、荻窪の南口に喫煙場所を設けてございますけれども、あちらはもともと狭くて、かなりあそこに入り切らずにはみ出して喫煙をされる方が多くて指導をするといったような状況がございましたけれども、こちら、昨年度、改修をしまして拡張したというところでございます。

裏面にわたりまして、指導の状況は、パトロール、指導員が直接お声がけをして、ルールの周知と携帯用の灰皿をお渡ししているところでございます。

3番ですが、公衆喫煙場所の廃止ということで、こちら2か所、今年度入りまして廃止をしております。上井草スポーツセンター、今年の8月、大田黒公園、今年の9月でございます。

こちら、廃止に至った理由につきましては記載のとおりでございますが、基本的にやはり住宅街にあるといったところで、やはりそういった生活環境に対する懸念でとか、苦情等もございましたし、そういった観点で廃止をしたといった経緯がございます。

4番ですが、荻窪の南口の喫煙場所の改修でございます。

こちらは、大変申し訳ありません。資料の記載の誤りがございまして、2行目なんですけれども、「構造がパーティション型であり、立地場所が階段付に近く」の「付」が残ってございまして、「階段に近く」に修正をお願いいたします。申し訳ございません。

こちらは先ほど申し上げましたとおり、一旦、令和6年度に拡張をしていますが、今年度はさらにこのパーティションを撤去しまして、3ページ目の写真にございますけれども、コンテナ型への変更を今、予定しています。今、設置に向けていろいろ、各所技術的な調整を図っているところではございますが、一応年度内に設置が見込めるよう鋭意努力はしているところでございます。何分ご存じのとおり非常に狭い場所でございます。駅前、皆さんタクシーに乗る方ですとか歩行者の方が入れ違ったりとか、ここはもう公道なんです、実は。車は走らないですけども道路という扱いになってございますので、その道路にこのコンテナを置くというところで非常にいろんな調整がありまして、工事もなかなか難儀しているところでございます。

最後、5番ですけれども、路上禁煙地区の指定についての考え方でございますけれども、こちらやはり6地区だけではなくて、区民の皆様から、もっと拡大すべきだとか、区内全域もう全面禁煙にすべきだというようなお声をいただくこともございます。

ただ、一方で、やはり喫煙というそういった行為は認められている。この日本においては認められているという状況もございますので、そういった方を一方的に排除してしまうということはやはりこれは避けなければいけないというところ。あとは全面禁煙にしまうと、やっぱりそういった喫煙をする場所が完全になくなってしまふことによってルール違反が生じて、本来吸ってはいけないところで隠れて吸うだとか、ポイ捨てがまた増えてしまうというような新たな苦情、生活環境の悪化ということも想定されますので、現時点におきましては、区の考え方としてはこの6地区をそのまま引き続き継続をする考えでございます。

私からは以上です。

○星会長 ありがとうございます。

それじゃ、資料5、あとパンフレットも含めてという形になりますけれども、この路上喫煙対策について委員の皆様方から何かございましたら、ぜひお寄せいただければと思いますが。

じゃ、よろしく願いいたします。

○P委員 Pです。資料5の1ページについてお伺いしたいと思います。

この歩きたばこ調査と吸い殻調査に関して質問させていただきたいんですけれども、私の印象ですと、家の前に結構吸い殻とか落ちていたりするんです。朝、掃除しようとしたときに、結構落ちていた本数が多かったりですとか、また、歩きたばこも結構外国人の方が、吸われている方が多い印象があります。

実際この1の歩きたばこ調査と吸い殻の調査というのは、この定点観測の場所にもよると思うんですけれども、本当に実態を捉えた調査というか、データになっているんでしょうかというのが質問です。

○星会長 お願いします。

○環境課長 ありがとうございます。

まず、歩きたばこの調査、この6地区の場所で、同じ場所で90分間定点で観測をしているところでございますので、それ以外の場所で、ご自宅の付近ですとか、そういったところでの歩きたばこの調査というのは、これまではしていないというような状況でございます。

吸い殻なんですけれども、これは調査が非常に難しく、駅前ですので、商店の方が朝、清掃されたりするわけなんです。ただ、その時間帯もまちまちであったりとかということで、あと天候にも左右されるというのもありますけれども、なかなか確実な、清掃された後に調査したら、それはもちろん下がるしというようなところで、非常に難しいというところがございます。

この数字が全てを語るというものではないかなと。ざっくりと、平成22年、今、参考に載せておりますけれども、大きく捉えて、傾向としては減っているけれども、ただ一方でやはり外国の方が増えてきてというようなお話もありますが、なかなか一概に全てがきれいになりましたということを断言できるような調査とはちょっと言えないものかと認識しています。

○P委員 分かりました。その平成22年度から比べてという変化を見るという意味でこのデータを使うということで、まずは正確なデータではないという認識ということですね。

ありがとうございました。

○星会長 じゃ、お願いいたします。

○Q委員 すみません、歩きたばこの、やっぱり同じようにこの調査の表についてなんですが、全体としては減っていると。ただ、やはり私、荻窪駅をよく使うので、どうしても荻窪駅の状況というのが気になるんですね。私の肌感覚としまして、本当に外国の方が、住んでいらっしゃる方がとてもこの1年で増えたという感覚があつて、今おっしゃられたように、ちょっとやっぱり外国の方で歩きながらという方も見かけるので。

全体で減っているからオーケーではなくて、やっぱりこの特にこの表では顕著なので、荻窪がもう増えている、22年よりも増えているわけですから、平成よりも。ここはちょっと危機感を持って、全体減っているからいいよねというふうにはしていただかないほうが、区民としては安心かと思いました。すみません。

○星会長 ありがとうございます。非常に貴重な、といいますか、重要なご指摘かと思っておりますけれども、今のご指摘何かありますか。

○環境課長 そうですね。本当に、この荻窪については22年から6年度で増えてしまったということで、我々としても非常に残念な結果だというふうに認識してございまして。

ただ、外国の方というご懸念、今お話ありましたけれども、当然、外国の方だけでなく新たに杉並区に引っ越されてくる方、全ての方にこういったルールをきちんと理解していただくというところは我々の一番やらなければいけないところだと思つてまして、直接的にお声がけをしてルールを守っていただくことも大事ですし、こういったパンフレットも今、外国語でご案内していますけれども、今はインターネットでホームページでも多言語化されて、ルールはいろんな言語で知っていただけるように努力をしておりますので、着実に地道に啓発を進めていきたいと思つています。

○星会長 じゃ、お願いいたします。

○R委員 私、ちょっと自己紹介で触れた以上、何か発言しないといけないなと思つていますので、少しここでちょっと思うところを申し上げさせていただきます。

ご指導していただいている方々には非常に頭が下がる思いでおります。ただ、残念ながら、路上喫煙している人に多分正論を説いても、なかなか通じないんじゃないかなという思いも持っております。それで言われて守る人であれば、多分最初から今の時代、吸っていないと思うんですよ。何がしか別のアプローチが必要かなと思っております。

すみません、私も何かこれといった有効な具体策を持っているわけじゃないんですけども、例えば今日写真で紹介いただいた荻窪駅のコンテナ型喫煙場所を設けるというお話がありました。これだけ立派なものができるのであれば、中に何かモニターとか置くことできるんじゃないかなと思うんですよ。例えばそのモニターで、何か喫煙者の心理に働きかけられるような映像なり動画、中に流す。例えば、これが有効かどうかは分からないですけども、煙を煙たがっている子供の映像を流すとか、歩きたばこをしている人のそばを、子供たちが歩いているところに歩きたばこを吸っているおじさんが通って、それで子供が辛い思いをしている、そういう映像を見せるみたいな、そういうので何がしか心理に働きかけるような、単に注意するという以外のアプローチを取れないかなというふうに思っております。

あと、これはかなりドラスティックな話になるんですけども、結構今、防犯カメラを増やしていただいていますと。あの防犯カメラをうまく活用すれば、今後、技術が進んでいけば誰が吸っているか特定していけるんじゃないかなと思っておりますので、それがさらにマイナンバーカードと写真とひもづけて、マイナンバーのさらに口座とひもづけて、もう自動的に罰金引き落とすみたいな、そこまでできれば、もう少し何とかなるんじゃないかなと思います。

すみません、最後に申し上げた話は法律面でも技術面でもお金面でもいろんな障壁があって、杉並区だけでどうこうできる話じゃないんですけども、何かそういうのも一つアイデアなのかなと思っております。そういうことで、単に注意する以外の何かアプローチを今後ご検討いただければなと思っております。

以上です。

○Q委員 すみません、要望が。

○星会長 じゃ、お願いします。

○Q委員 要望なんですけど、公園の喫煙場所を2か所廃止されたということで、うちのすぐ近くに桃井原っぱ公園という大きな公園があって、よく本当に小さいお子さんが結構遅くまでお母さんたちと一緒に遊ばれていたり、犬の散歩でとか、あとジョギングとかされている方がすごく多くて、私も実は毎晩そこで走っているんですけども、そうすると喫煙場所があつてちゃんと守って吸われているんですが、何か走り終わってせいぜいしているときに、すごくたばこの煙でちよっとむせる 때가時々あつて、あの建てつけが何とかならないでしょうか。

例えば空気が横に流れるんじゃなくて上に流れるように、例えば今ドアとかがなくて誰でも入っていきえるようなブースの形なんですけど、そこに例えば何かドア1枚あることで空気が横に。お子さんたちも、だから受動喫煙の可能性、リスクが減りますし、本当に走っている方がとても多いところなので、ちょっと呼吸器関係、そこで煙を吸われるとあまりよくないのかなと思って、もしも今後そういう公園の環境ということを考えてくださるときには、ちょっと桃井原っぱ公園のそのこともちょっと頭に入れていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

初めにいただいた、注意するだけではなくてというお話なんですけれども、本当にそのとおりだと思っていて、何かやっぱり行動が自然に生まれてくるような働きかけというのはすごく大事ですし、注目されているところかなというふうに思います。ポスター、電子というのはちょっとまだハードル高いんですけれども、何かパンフレットを作るとかポスターを作るとか、お知らせをするときに、そういった観点で工夫をしていくことは非常に重要だというふうに認識しておりますので、ご意見ありがとうございます。

あと、桃井原っぱの件なんですけれども、私ども、今、既存の公衆喫煙所、公園の中はちょっと別なんですけれども、やっぱりパーティションの構造自体を改良していく必要はあるかなというふうに認識してしまっていて、順番にできるところからやっっていこうというふうには考えてございます。

また、公園の中については、これは行政の縦割りで申し訳ないんですけれども、公園を管理している部署がございまして、そこにそういったご要望があるということは伝えてまいりますので、ありがとうございます。

○星会長 よろしゅうございますでしょうか。

これも非常に頭の痛い問題といたしますか、毎年かなり大きな話題になるところではあるんですけれども、いろんな要因があつて、やっぱり守ってくれる人、守ってくれない人、残念ながらいるということもありますし、その喫煙場所の整備にはやっぱり一定のコストがかかるという問題もございまして。

ただ、その中でも、例えば本当にいろんな制約がある中、荻窪の喫煙場所の設置についてご尽力をいただいているということで、例えば行動として、行動というのはアクションとしてですけども、こういう喫煙できる場所があるんだよということであれば、それ以外やっちはいけないんだよねという心理的な効果を目で見せるような形で整備できるであるとか、あるいは、やっぱりこういう路上喫煙のことについてあまりご認識のない方、これはイノセンスに全く問題意識持っていないという方もいらっしゃると思いますので、そういったような方が区役所に手続に来た

際に、日本ではエアコンを捨てちゃ駄目なんだよ、テレビ捨てちゃ駄目なんだよというレベルと同じで、路上喫煙にも気をつけてねというのを一言加えていただくといったような活動を、そういったようなところで地道に対応していただくのが当面の課題かなというふうに思います。

いろいろと貴重なご指導、ご指摘いただきまして、ありがとうございます。

じゃ、ちょっと時間の関係もでございます……

○環境課長 会長、すみません。

○星会長 じゃ、はい。

○環境課長 1つ皆さんに、ぜひご意見をいただきたいなと思うところなんですけれども、資料5の最後の路上喫煙禁止地区の件なんですけど、今6か所を指定してございますけれども、いろいろなご意見、様々の多方からいただきまして、この協議会の委員の皆様、この点に関してのご意見ですとか、あと今6地区でというところがございますけれども、このままで本当いいのかどうかといったところを、ちょっとお聞かせいただければと思うんですけれども、よろしいでしょうか、会長。

○星会長 ぜひ、お願いいたします。

じゃ、お願いいたします。

○T委員 お取組をありがとうございます。

一番いつも気になる点は、区内の中に遊歩道があるんですけれども、遊歩道を歩きたばこをしていらっしゃる方がすごく多いなということ。これはもう随分前から、今もなお現在もそのことを感じておりますので、そこにはパトロールの、例えば車はもちろん参入できませんし、そういったところをもしかしたら選んでやっているのかというふうにもちょっと思ったりもしましたが、ただ、それは人間の心理として、たばこを吸いたい方はそういうお気持ちもあるかと思えます。ただ、やっぱりそれをもし阻止するのであれば、先ほど星会長もおっしゃっていたとおりに、もう少し、たばこは駄目なんだよという、もう少し拡充というか、その啓発運動をもう少し強く、また、多くしてもいいんじゃないかなということは常々考えておりました。

よろしくお願いいたします。

○星会長 貴重なご指摘ありがとうございます。

可能な範囲で、ぜひご検討いただければ、お取り組みいただければというふうに思います。ありがとうございます。

そうですね。これは毎年この赤の線、これでいいかということ、この場で確認をしていたわけですね。

拡大すべきだという意見と、いや、もうちょっと吸わせてくれよという意見が現実にあるのも事実ではあるわけなんですけれども、先ほどもございましたように、禁止地区をあまり広めてし

まうと逆に隠れてといえますか、そういったようなものができてしまうところもあって、過ぎたるは及ばざるがごとしになってしまってもいけないというところがありますので、もし委員の先生方、差し支えなければ、来年度もこういう形で禁止場所設定していくという方向にさせていただければと思うんですけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」という声あり)

○星会長 よろしいですかね。

じゃ、そのような形で、はい。

○環境課長 ありがとうございます。

啓発につきましては、鋭意努力して丁寧にやってまいりたいと思います。

○I委員 吸う人からしたら。

○星会長 それも、いろんな見方がございますので、はい、ありがとうございます。

じゃ、喫煙関係、これでよろしゅうございますか。

もし何かありましたら、また最後に時間取りたいと思いますので。

じゃ、引き続きまして、今度は警察のほうからですかね。関係行政機関からのご報告という形で、まず杉並三署の刑法犯認知状況についてというのは資料6でお手元にあるかと思えますけれども、今年度はご対応いただけるのは警察署どちらになりましたか。いつも三署のうち一署に代表してやっていたかと思うんですが。

じゃ、お願いいたします。

○D氏 (V委員代理) すみません、ちょっと昨年も協議会に出ていないので。

○星会長 申し訳ございません。

○D氏 (V委員代理) 事前でちょっと、自分の署の説明だけすればいいと聞いていたもので、杉並さん、荻窪さんの傾向はちょっと分からないです。

○星会長 じゃ、まず高井戸署にご説明いただきまして、何か補足がございましたら、ほかの二署からお願いいたします。

○D氏 (V委員代理) そうですね、刑法犯認知状況ということですが、三署比べてみましても増減それぞれありまして、その傾向については高井戸署に関してしか分からないんですが、まず、特殊詐欺について荻窪だけちょっとマイナスになっているんですけれども、恐らく全庁、警視庁全体ではプラスになっております。件数も被害額も増加になっています。

あと侵入窃盗、高井戸署はプラス11とあるんですけれども、これは特に特別な傾向はなくて、被害場所に関しては事務所だったりお店だったり一般住宅だったり、特に傾向はありません。ばらけております。

どうしてプラス11なのかと、ちょっと刑事課のほうに確認したら、被害に遭われた方が積極的に被害届出すケースと、あとはその犯人が捕まった後に余罪捜査ですね。こちらのほうから促す。捕まると思っていなかったのが被害届は出していませんでしたというケースがありまして、こちらのほうから申し向けて、犯人が余罪として自供したのということで、あっ、そうですか、捕まったんですか、じゃ、被害届出しますというケースがありまして、うちのこのプラス11というのはそのケースですね。捕まった余罪が多かったというところで、今年に関してはプラスになっているというところでございます。

性犯罪についても、これはプラスになっていますが、特別何か傾向があるわけじゃなく、これはたまたまというところなんです。来年どうなるかとか今の傾向がどうというのは、ちょっとこの説明つかない状況であります。

傾向に関しては、そんなところなんです。

○星会長 ありがとうございます。

すみません、こちらのほうの不手際だったんですけども、じゃ、杉並、荻窪署のほうから何か補足がございましたでしょうか。

○C氏（U委員代理） 杉並警察署から申し上げます。

杉並区全体で112件のところ杉並が約半数を占めているということで、すごい責任を感じているところでございます。ここで10月末で51件となっているんですが、私の手持ち資料だと既に57件となっていて、被害額も既に2億8,000万を超えています。まさに危機管理室の佐野課長からもありましたとおり危機的状況となっている要因のほとんどが、うちが占めているということで、本当に繰り返しになりますけれども責任重大と感じています。

先ほどちょっと話が出るかなと思って、聞いていて出ていなかったのが、私から言わせていただこうと思ったのが、警察官がたりのオレオレ詐欺が全体の7割、8割を占めているところですね。もうちょっと細かく言いますと、昔でいうと家の電話にかかってくるのがほぼほぼ詐欺電話の主流だったんですけども、今は携帯電話にもかかってくるようになって、かつ国内からの電話ばかりだったところ、今、国際電話ですね。8割、9割、もうニュースとか新聞で皆さんご存じだと思います。国際電話が占めています。

何が水際対策として有効かという、物理的に遮断しちゃうのが一番いい方法ですよ。それで、ご存じの方、特にいらっしゃると思うんですけども、家の電話にかかってくる国際電話をブロックするのは、申込用紙は、国際電話取扱いセンターというのがありまして、個人で申し込んでいただいて海外からの電話の着信をブロックするという施策をやっております。

もう一つが、12月1日から、携帯電話にかかってくる電話のほうもブロックできるようになりました。これは警視庁でつくっている防犯アプリ「デジポリス」というんですけども、必要な

方は後で、最寄りの警察署とか交番に幾らでもチラシありますので、お声がけいただければ。QRコードからのダウンロードもしくは検索画面から「デジポリス」で入力していただいて、インストールしていただく。インストールした後はちょっとした設定作業で、こちらも携帯電話にかかってくる国際電話をブロックできるようになりますので、これは本当に何度も言いますが、今、8割、9割が海外拠点からの国際電話なんですね。これをブロックするのが何よりも有効な手だてでございますので、これはここにいる皆さんはもう今日のうちにでもやっていただいて、かつ可能な限り皆さんのコミュニティの最大限を使って、ぜひ広めていっていただきたいと考えております。

私からは以上となります。

○星会長 ありがとうございます。

荻窪署さんのほうは、よろしいですか。

○E氏（W委員代理） 私のほうからも。荻窪署では、やっぱり特筆すべきは特殊詐欺がマイナス8件ということで、同じ杉並三署でどこが違うんだという説明は、たまたまというところもあるのかもしれないんですが、一応このマイナス8件、10月末現在の数値は、全庁で見ますと減少率、昨年の被害と比べて減っている減少率ですね。全庁で10位以内に入っているということで、かなりこれは特殊詐欺の被害を抑えているという数字になっております。引き続き対策を取っていきたいと思っております。

先ほど杉並署のCさんのほうからもありましたけれども、全庁挙げて「デジポリス」というアプリの導入を皆様に勧めております。まず、荻窪署管内ではもう会社とか企業さんとか官公庁さん、そういう事業所さんを回って、まずは職員、所員の働いている方から導入していただけるような感じで勧めていって、あと町会のほうにも行ったりして、この「デジポリス」の導入を幅広く広めていこうという活動をやっておりますので、ぜひ導入のほうよろしく願いいたします。

これは本当に携帯電話にかかってくる国際電話をブロックできるということで、非常に素晴らしい機能を持っていますので、ぜひ皆さん、ご家族、お知り合いの方、職場の方に広めていってもらえればなと思っております。よろしく願いいたします。

あと、すみません、荻窪署で侵入盗が最近やはりちょっと増えております。空き巣、窓ガラスを割っての侵入です。昔は多かったというところなんですけど、最近また出てきておりますので、ちょっとそこが気になる場所がありますので、引き続き取締り、パトロール等やって抑止していきたいと思っております。

以上です。

○星会長 ありがとうございました。

ちょっと不手際がありまして、申し訳ございませんでした。

今ご説明いただいたうちの特殊詐欺については、次の(3)のサイバー犯罪のところでも改めて議題に上げたいと思っていますので、今の段階で、それ以外のところで何か委員の皆様方からございますでしょうか。

幸いなことに、もちろん犯罪ってあってはいけないことではあるわけですがけれども、数は非常に少なく抑えていただいている、その統計的な傾向が出るというほどの分母がないので、たまたまこういうことがあった、たまたまこういうことがなかったというだけでも、かなり増減するようなレベルでの数値でもありますので。

ただ、全体としては、やっぱりコロナ明けになって、リアル空間の犯罪も少しまた残念ながら底打ちで増えてきているかなという状況もございますので、ぜひそういったようなところですね。ですから最新のものだけじゃなくて伝統的な侵入盗対策といったようなことも含めまして、ぜひご留意をいただきたいというふうに思います。

すみません。ちょっと時間の関係もございますので、次、杉並区の火災状況ですね。資料7になるかと思えます。

こちら、杉並、荻窪消防署さんのほうの、どちらかからご説明いただけますか。

じゃ、お願いいたします。

○G委員 荻窪消防署警防課長のGです。

資料7をご覧ください。

まず、杉並区の火災発生状況です。

杉並区の火災発生件数は112件で、昨年同日より17件増加となっております。また、建物火災の件数は87件で、昨年同日より12件増加しており、焼損床面積及び焼損表面積とも増加しています。延焼火災の発生は増加傾向となっております。

続きまして、火災による死者の状況です。

杉並区の火災による死者、これは0人ということで、令和6年度同時期に比べ1名減少となっております。

続きまして、出火原因についてです。

杉並区の火災出火原因は、電気火災、電気関係に起因する件数が42件、火災全体の約38%を占めております。昨年同日より1件増。ガス設備機器に起因する件数は16件、こちらは10件増。たばこに起因する件数は17件ということで、昨年同日より6件増となっております。

大変雑駁ではございますが、報告を終了します。

○星会長 ありがとうございます。

じゃ、こちら、今ご報告いただきました火災の状況ということにつきまして、委員の先生方、何かございましたらぜひご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○Q委員 質問していいですか。

○星会長 はい、お願いいたします。

○Q委員 いろいろ取組のほう、ありがとうございます。

この出火原因で、電気製品等の中に今話題になっているリチウムのバッテリーによる火災というのはあるのでしょうか。

○G委員 参考までに、杉並管内ではリチウム関係の火災、7年度10月末現在ということで4件発生しています。荻窪管内で5件ということで、計9件発生している状況であります。

以上です。

○星会長 これは増加傾向にあるという形でしたね。

○G委員 全庁的に、製品の電池関係の需要の高まりもありますので、東京消防庁全体で増加傾向となっております。

○星会長 そうですね。こればかりは本当に気をつけていても、突然ある日発火されちゃうというところもあったりして大変だと思うんですけども、引き続き啓発活動を続けていただきたいということですよ。ありがとうございます。

たしか私のおぼろげな記憶では、残念ながら令和6年にもう十何年かぶりに火災による死者が出てしまったということなんですけれども、これは、またゼロが今続いているという形ではありますよね。

火災に関しましても大変なお取組をいただいております、幸いそれほど大きな被害にはなっていないんですけども。皆様方ご承知のように、大分であんな大火災があったりして、杉並もまだまだいわゆる木賃ベルトと呼ばれるような地域も残ってたりしますので、引き続きそういったようなところの防火活動についての取組というの、ぜひお願いをできればというふうに思います。

じゃ、お願いいたします。

○I委員 この中でかなりなウエートを占めているのは、たばこの火災ですね。今、電子たばこは普及していると思うんですが、普通の紙巻きたばこがこれは起因しているんじゃないかと思いますが、やはりそれだけ多いんですかね。

○星会長 いかがですか。

○G委員 極端にたばこの火災が増えているというわけでは、この統計上もないんですが、やはり昨年の死者が出た火災も寝たばこ等が原因と思われる火災なので、たばこの放置による火災というのは非常に危険、気づかない間に大きな火災になっているというのはありますので、そこはぜひ気をつけていただければと思います。

以上です。

○星会長 ありがとうございます。

じゃ、火災関係は大体このような形でよろしゅうございますでしょうか。

いろいろとありがとうございます。

では、引き続きまして (3) サイバー犯罪についてというところ、移らせていただきたいと思  
います。

こちらは、危機管理室の地域安全担当課長より、フィッシングの報告件数及びインターネット  
バンキングに係る不正送金被害額ですか、あとリアルタイム型フィッシング手口の図表について、  
資料の説明のほうをお願いいたします。

それでは、まず、そちらのほう説明いただいてよろしいですかね。

○地域安全担当課長 こちらの配付させていただいた資料は、警察庁のサイバー犯罪、サイバー  
警察局で発出されている「令和7年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢について」  
から抜き取らせていただいた1ページになります。残念ながら、杉並区内のサイバー犯罪件数な  
どについては持ち合わせておりませんので、こちらで説明させていただきます。

なぜこの資料を配付させていただいたのかといいますと、昨今のサイバー犯罪情勢下における  
日常生活の中で、誰しもが本当に被害に遭いやすいおそれのあるサイバー犯罪被害がフィッシン  
グ詐欺被害だからであります。

クレジットカードの不正利用というのは皆様もよく知られていると思いますが、今日は特にイ  
ンターネットバンキングに係る不正送金事件を取り上げさせていただきます。こちらもなぜ取り  
上げさせていただいたのかといいますと、グラフの令和2年と令和3年で、こちらの11億3,000万  
円と、こちらのときが私が担当していたからでございます。それだけの理由です。

インターネットバンキングに係る不正送金事件というのは、犯行グループが金融機関などを装  
ったフィッシングメールを送りつけて、そのメールに記載されたURLから偽物のフィッシング  
サイトに誘導して、被害者のネットバンキング口座で使用するIDやパスワードなどの認証情報  
を入力させて不正に入手して、被害者のネットバンキング口座にログインして乗っ取り、自分た  
ちが管理している口座に振込送金する手口の犯罪でございます。

図表8では、ネットバンキングで振込送金する際のワンタイムパスワードできえも、巧みに偽  
物のワンタイムパスワード入力画面をリアルタイムでフィッシングサイトに表示させて、被害者  
は入力させられてしまい不正な送金の被害に遭ってしまいます。

上段のグラフで、令和元年以降の不正送金被害の被害額と、フィッシング対策協議会に通報の  
あったフィッシングサイト情報の通報件数になります。

グラフ右側の令和6年上半期の不正送金被害件数は、グラフにはちょっと表示ありませんが、全国の金融機関で1,728件、被害総額は約24億4,000万円。また、本年、令和7年上半期の被害件数は2,593件で、被害総額は42億2,000万円となっております。

このフィッシングサイトなんですが、見破る方法というのは残念ながら本当にございませぬ。最近のフィッシングサイトというのは本当に非常に精巧につくられておまして、差出人やメールアドレスが本当に本物に見えたり、またちょっと前であれば、あなたの個人情報信用されていますとか、本当不自然な日本語が使われていたり、また中国語で使われる漢字が含まれるなど、本当に日本の金融機関や大企業さんなどのサイトではあり得ないような文が記載されていて、偽物のサイトとして見破ることができたのですが、今は本当に自然な日本語の文で本物のメールやサイトとも全く見分けがつかせぬので、本当に判別は非常に困難でございます。

やはり何か別のことを、何か仕事をしていたりとか急いでいるときとか疲れているときに、本当についっかりとだまされやすくなりまして、攻撃者はそのうっかりを狙っていますので。本当にこのフィッシング詐欺の被害に遭わないためには、日頃から利用しているサービスへログインする際はいつもの公式、自分が使っている公式アプリであったりブックマークに登録していたり、またいつもの公式サイトから開くことで、この被害は防ぐことができます。怪しいメールやSNSが来ても本当に無視して、正規のアプリや正規のウェブサイトへアクセスする癖がついていればフィッシングサイトを開くことはありませんので、このような詐欺の被害に遭うことはございません。

しつこいようですが、こちらのカタログの、39ページにも分かりやすく掲載しておりますので、皆様方におかれましても、ぜひとも様々な機会を通じて、この被害防止をPRしていただければ幸いです。

以上でございます。

○星会長 ありがとうございます。

これに関して議論に入る前に、今、皆様方のお手元に、警視庁さんから提供いただいた「家族みんなでスマホの詐欺被害STOP!」というものと、あと高井戸警察署のほうから「高井戸まもるたかいどん!!」の、このサポート詐欺のチラシのご提供もいただいております。ありがとうございます。

あと、このサイバー犯罪につきまして、教育委員会の指導主事である松田様のほうから、ご発言をいただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○教育委員会指導主事 教育委員会教育人事・指導課で指導主事をしております松田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はサイバー犯罪への学校、区教委の対応についてお話しさせていただきます。

初めに、近年、児童・生徒を取り巻くネット環境は急速に変化し、SNSやオンラインゲームを通じたトラブル、情報漏洩、詐欺などサイバー犯罪のリスクが高まっています。教育現場では、こうした課題に対応するため情報モラル教育の充実が急務であると考えています。

まず初めに、学校における取組なんですが、情報モラル年間指導計画を必ず策定しています。各学校では、教育課程上、年間を通じて情報モラルを系統的に指導する計画を作成し、学年に応じた内容を実施しております。

学校における取組の2つ目です。セーフティ教室を実施しています。警察や関係機関と連携し、児童・生徒向けにセーフティ教室を教育課程の中で実施、ネット利用の危険性や安全な行動について学ぶ機会を確保しています。

学校における取組の3点目です。学校全体で情報モラルに関する集会等を開催し、SNSの使い方や個人情報保護など具体的な事例を踏まえた指導を行っております。

次に、杉並区教育委員会としての取組です。

1つ目は、ICT活用リーダーの連絡会。ICT活用リーダーというのは、各校にいる情報リーダーを集めて大学講師を招いた研修を実施し、情報モラルの育成が急務であることを共有し、最新の知見を学校現場に還元しております。

2つ目、我々の課内で生活指導主任委員会を実施しておりますので、生活指導主任委員会で情報共有を行っております。各校の生活指導主任を対象にネットトラブルの事例や対応策を共有し、学校間での情報交換を通じて未然防止等、迅速な対応を図っております。

教育委員会と学校が一体となり、児童・生徒を守るため情報モラル教育を継続的に強化していきます。今後も危機管理室をはじめ警察など関係機関と連携し、サイバー犯罪防止に向けた取組を推進します。

雑駁ではございますが、以上でございます。

○星会長 ありがとうございます。

皆様方の資料はない形で口頭で、ご報告という形になりましたけれども、ありがとうございます。

以上、事務局のほうからご用意いただきましたご説明ということになります。

先ほどの隣接する特殊詐欺ということも含めまして、ぜひ委員の先生方からご意見とかご質問等あればと思いますけれども、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○T委員 前のものに戻ってしまうんですけども、先ほどの火災状況なんですけれども、火災状況に際しましては年代別で差はございますでしょうか。

○G委員 高齢者の死者の件数が多いです。

以上です。

○星会長 それは出火原因をつくってしまうということも、あと避難が遅れてしまうというようなことも、そういったようなものがあるということでしょうか。

○G委員 そういうのも含めて、そうですね。高齢者に対する火災予防対策も、消防庁では推進する最重要課題としています。

以上です。

○星会長 貴重なご指摘ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

じゃ、I委員、お願いいたします。

○I委員 このサイバー関係に関しまして、警視庁も相当いろいろ研究してやられているんですが。やはり生成AIというものを利用して自分でプログラムをつくって、数年前に中学生が女性に成りすましてロマンス詐欺で300万ぐらい手に入れたという事例があるわけですね。やはり教育委員会を含め、杉並区としてもやはり強力にこのサイバー関係を研究して学校、生徒等に落とし込んでいただくということが必要になると思うんですね。

我々この高齢者は、私はパソコンだとかいろいろやっていますけれども、ほとんど私の年代ではパソコンだとかそういうのはできないし、スマホも持っているだけで活用されていないですね。これはどうやったらいいんだ、ああやったらいいんだと持っている人に聞きにくるんで、教えてあげているのが現状であります。

やはりいちごっここということで、何をやってもさらにその上を考えてきますので、基本的に例えばスマホでもURLを確認する方法を取得するとか、URLがでたらめにドット最後cnだとか、そういうふうになっているはずですから。ただ、全部のスマホがそのようにできるというようなことは私は分かっていないんですが、やはりパソコンの場合には必ずURLを確認して、そういう注意をします。だから少し、今の教育の中にプログラムだとか、そういうことがあるんですが、相手からのメールにはどういうURLで来るんだというところも教え込んでいただいて、対策を取っていただければ大変ありがたいと思います。

また、10月14日からWindows 10がサポート終了になりまして、その後1年間はサポートしますということですが、Windows 11になっております。私もサポート詐欺がやはり10月14日以降、2回も3回も私のパソコンにサポート詐欺が入ってきましたが、あれはCtrl、Alt、Deleteでタスクマネージャーで切り替えて切断すれば回避できるわけですね。そういうこともやはり教えていただければですね。ただ、高齢者は無理だと思うんです。恐らく、それを言っても。

若い人たち、子供さんたち、中学生、高校生、若いうちから今本当にそういうタブレット等、上手に使っていますし、自分でパソコンのプログラムもできるようになっていますので、そういう技術的なことも教えていただければ少しでも被害が免れるんじゃないかと思います。

以上です。

○星会長 ありがとうございます。

これは事務局、どなたか対応される方はいるご質問になりますか。

○環境課長 学校の現場ではいかがですか。

○教育委員会指導主事 そうです、技術的なところもあるかなと思うんですが、まずは子供たちの情報モラルの心の成長を促すために年間指導計画に沿って指導するようにしていただいています。今、委員からご指摘あったとおり、技術的なところについても、セーフティ教室等でそういった指導できないかということを検討する必要はあるかなというふうに感じました。

以上です。

○星会長 ありがとうございます。

○危機管理室長 I会長、ありがとうございます。

今のAIを使った偽情報の拡散の話、ちょっとあったんですけども、世界的にも実はこれは研究されていて、偽情報ほど速いスピードで拡散するそうです。それはそれを伝えようとする人のマインドというか、これを誰かに知らせなきゃとか、やっぱりそういった意識が働いて、何かこういった偽の情報ほど速く広がる傾向はあるそうです。

また、だまされやすい人がどういう人かという傾向も研究されていて、自分は絶対かからない、だまされないという根拠のない自信を持っている人ほど、だまされるそうです。これは10年以上前から様々な研究があって、なるほどなと思っています。何でかという、やっぱりだまされないぞという根拠のない人って何の対策もしないらしいんですよ。だから、いざ何かそういう詐欺の電話が入ったときに、やっぱりだまされちゃう。それが詐欺を行う側にとっては、しめしめということのようなんです。

ですから、やっぱり根拠のない自信を持つんじゃなくて、しっかりとした対策をしていくということが大事であって、そういったことの普及啓発がやっぱり一層これからやっていかなきゃいけないものであって、特にAIなんかですね。例えば今、熊の被害が東北で起きていますけれども、熊が出たというAIで生成した画像を拡散するのが中にはいまして、大迷惑ですね。

熊本地震のときでは動物園で虎が逃げたと、やっぱりこれもAIを使った画像で拡散するやからがいると。こういったことをちゃんと見分けていくというスキルも、それぞれの皆さんが身につけていかなきゃいけないことなのかなというふうにも、ちょっと考えてございます。やるほう

が悪いですけれども、見分ける力を鍛えていくというのがやっぱり非常に大事なかなというふう  
に認識しております。

I 会長、本当にいいご意見いただきまして、ありがとうございます。

○星会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

もうこの際だからぜひというのがあれば。じゃ、お願いいたします。

○R委員 ご説明ありがとうございます。この辺はすごく難しいところだと思いますけれども、  
ちょっと教育のほうでご報告があったので、それについてご質問でございます。

今おっしゃった、ご報告にあったリテラシーですとかモラルの教育の中に、メインは被害者にな  
らないための多分教育かなと思うんですけれども、一方で闇バイトとかの加害者にならないほ  
うの教育も含まれているのかどうか。闇バイトに引きずり込まれて心ならずも強盗をさせられて  
しまったとか、あるいはカンボジアとかミャンマーに何か誘導させられて、そこで閉じ込められ  
て詐欺電話をかけさせられているとか、そういう話も聞きます。その辺の教育、そういうのを防  
ぐ教育の取組状況を、お答えできる範囲で構いませんので、ちょっと教えていただければと思  
います。

○教育委員会指導主事 情報モラルの中に、もちろん加害者にならないような取組も必要である  
ということはしているところですが、警視庁からも文科省からもそういった通知が来ています。  
そういったときに保護者向けのリーフレットとしても一緒に来ていますので、教職員、管理職教  
職員だけではなく同時に児童、保護者にもそういった通知であったりとか、かなり分かりやすく  
まとめていただいているリーフレットがありますので、そういったものは適宜配布させていただ  
いています。

○R委員 ありがとうございます。

これに関しては、私ども今、勤務先でも、そういうリアルタイム詐欺に引っかからないための  
研修とか、もう毎月のように何かやって、そういう動画を見るように通達が出て、やったかと、  
見たかどうかもチェックさせられたりとか。あと、もう毎月のように何かそういう訓練メールが  
来て、うちでちゃんとそれに対して不審メール報告したかとか、そういうところもチェックされ  
ていて、こういうのはもう勤務先でも学校でもそういう保護者通じても、多分教育していく以外  
なかなか有効な対策ないかなと思います。

それに携わっていらっしゃる方々は本当にご苦労だと思いますが、引き続き取り組んでいただ  
きたいと思います。ありがとうございます。

○星会長 ありがとうございます。

今のご指摘、非常に重要なことだと思っております、要するに闇バイト問題というのは、昨年の1月ですか、狛江で起こった事件をきっかけに社会的にも大きく認知されたわけなんですけれども、要するにあれが起こったことが、要するに大きなその状況の変化といたしますかね。

今まで特殊詐欺に関しては被害に遭わないようにというところを中心にやってきて、それは現在でもそうなんですけれども、いってみればその特殊詐欺なんかの被害に遭ってしまうというのは、やっぱり率直に言えばお金のある人でないと被害に遭うことがないということですよ。お金のない人を幾らだましたところでお金は出てこないわけですので、そういったような形で一生懸命老後の備えとして蓄えてきたものを全部取られちゃったりといったようなことで、潜在的にお金を持っていらっしゃる方に被害者にならないようにという取組をしてきたのが、今、闇バイト問題で、この潜在的にこの加害者にならないようにという方向も考えていかなければいけないし、闇バイトにだまされてしまう人、あるいは分かっている、もうオンラインカジノか何かで借金をつくってしまい、一発うまくいけば捕まらずにもうけられるかもしれないと、これは経済的に困っている人たちなんですよね。

そうすると、経済的に裕福な方が被害者にならないように、経済的に困っている方は加害者にならないようにということで、実は社会全体を巻き込むような、そういったような犯罪プロデューサーに彼らが指示役というのになってきちゃっているという、非常にたちの悪い状況になってきているかなというふうに私自身は考えています。

ですから、その防犯対策としても、この自治体の側としても全庁を挙げて、区民の生活全般についても対策を打っていかなければいけないと。ですから片方でももちろん課の所掌事務というのはあると、それは役所の組織として、それは円滑に回していくために大事なことなんですけれども、今わざわざ教育委員会の方に来ていただいたように、その課をまたぐような形で、そのセクションをまたぐような形で、こういったようなものを取り組んでいっていただきたい。そのための一つの結節点がこの生活安全協議会なんだというような形で今後も運営していただければなというようなことを、私個人としては思うような次第でございます。

すみません。私だけしゃべってしまったんですけれども、委員の先生方から何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

じゃ、大分時間も迫ってきておりますので、一応用意させていただいた議事は全て終了という形になりますが、本日、全体を振り返りまして、あるいは本日取り上げていなかったことで、ぜひということがあれば。

じゃ、お願いいたします。

○P委員 Pです。今回の次第にないことなんですけれども、一区民として環境美化に関する活動の好事例を紹介させていただきたいと思います。

私は、善福寺川ランナーズというランニングをする団体に所属しております。人生の先輩方、60代、70代の方、多く所属しております、そういった方々と一緒に善福寺川沿いを走ったりしています。先週、関東バス営業所近くのロケット公園という公園があるんですね。ちょっと小さい子向けの公園なんですけれども、そこのごみ拾いと落ち葉集めをしました。実際に都の職員さんもいらっしゃって、すごい好評でして、約30分で終わりました。こういった事例を私たちのランニングチームで続けていきたいという思いがあります。

あと、さらにそのランニングの仲間ですら防犯ベルトみたいな、蛍光で光る防犯ベルトを腕とか足とかにつける、そういったものを配って、走りながらそういう町の、杉並区の安全に努めようという動きもありますので、ぜひちょっと情報としてご紹介させていただきました。

○星会長 ありがとうございます。

非常に有益な取組であるかと思います。ありがとうございます。

事務局のほうは何かございますか。

○環境課長 情報提供ありがとうございます。

今、私も初めて伺ったところで、そうやって地域の方々が自らそういった活動をしていただけているということで、本当に感謝申し上げます。

ぜひそういった活動を広げていただきたいですし、これは今、善福寺川というところがありましたけれども、ぜひそれぞれの地域でそういった活動が増えてくるということが我々の目指すべきところなのかなというふうに、今お話を伺って感じたところでございます。

ありがとうございます。

○星会長 どうもありがとうございました。

ほか、よろしゅうございますか。

松木委員のほうで何かございますか。

○松木副会長 特にございません。

○星会長 大丈夫ですかね。

ありがとうございました。

では、以上をもちまして一応議事は終わりという形にさせていただきまして、最後、事務局のほうから連絡事項ございましたら、お願いいたします。

○環境課長 皆様、本日は議事に対しましてご丁寧なご協議いただきまして、どうもありがとうございます。いただきましたご意見等はこちらで参考にさせていただきまして、全庁に何らかの形で還元できればなというふう思っております。ありがとうございました。

本日の議事録でございますけれども、最初に申し上げましたとおり、後日こちらで一旦作成をして皆様に確認をさせていただきますので、修正等ございましたら事務局のほうにご連絡をいただければと思います。

また、次回でございますけれども、来年度を予定してございますので、また日程が決まりましたら皆様にご連絡を申し上げます。

今回、サイバー犯罪ということで上げさせていただきましたけれども、これについてぜひ議論したいとかといったことがあれば、いつでもお寄せいただければ、会長、副会長と相談しながら考えていければというふうに思っておりますので、ご意見、今日の会の全体のこと、どんなことでも構いませんので、ご意見をいただければと思います。どうもありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○星会長 ありがとうございました。

先生方のおかげさまをもちまして、時間いっぱい非常に闊達なご議論をいただきました。ありがとうございます。

私のほうの進行の不手際等で、これを言いたかったんだけどもということがございましたら、これも事務局のほうにご連絡をいただければと思いますし、あと最後、議事録の確認、修正等、もう一手間、先生方にはご対応いただく形になりますけれども、こちらのほうも何とぞご協力のほうお願いいたします。

じゃ、以上をもちまして、円滑な議事進行に、また長時間にわたり多くのご意見、貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。以上をもちまして、今年度の第1回杉並区生活安全協議会を閉会したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。